◎新潟県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　新潟安田線

２　供用開始の区間

阿賀野市曽郷字柳林142番１から同市姥ヶ橋字宮郷288番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年４月１日